

富山市教育委員会 9 月定例会 資料

富山市教育委員会会議規則の一部改正について

[教育総務課]

(1) 趣旨

令和2年7月28日付け文部科学省通知により、新型コロナウイルス感染症への対応として、教育委員会定例会について、オンライン会議システムを活用して開催することが認められた。

教育委員会では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、オンライン会議に必要な機器及び通信環境の整備が完了したことから、オンライン会議の開催を可能とする規則改正を行うもの。

(2) 改正内容

これまで、定例会の招集については、「委員は、指定の場所に参集しなければならない」という規程があり、今回、オンライン会議システムを活用して参加した場合を「参集」の方法の一つとして追加する。

また、万が一、複数の教育委員や事務局職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、会議の開催自体が困難になる状況も考えられるため、「毎月1回招集する」という文言に「原則として」という文言を付け加える。

なお、このほか、オンライン会議の実施に関し必要な事項は、別途要綱にて定めるものとする。

(3) 施行期日

令和3年10月1日

富山市大山竪穴住居跡展示館条例施行規則の廃止及び 富山市教育委員会行政組織規則の一部改正について

[教 育 総 務 課]
[大山教育行政センター]

(1) 趣旨

富山市大山竪穴住居跡展示館条例の廃止に伴い、施行規則を廃止し、行政組織規則を一部改正するもの。

改正等を行う規則

- ① 富山市大山竪穴住居跡展示館条例施行規則
- ② 富山市教育委員会行政組織規則

(2) 改正等の内容

- ① 富山市大山竪穴住居跡展示館条例施行規則を廃止する規則
 - ・ 富山市大山竪穴住居跡展示館条例施行規則を廃止するもの。
- ② 富山市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則
 - ・ 現行の規則第 1 3 条第 1 4 号「大山竪穴住居跡展示館に関する事項」を削除し、次行の第 1 5 号を第 1 4 号とするもの。

(3) 施行期日

令和 3 年 1 0 月 1 日

令和3年9月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和3年9月6日（月）～29日（水）
- 2 概 要 4日間の一般質問において、12人の議員から質問があった。
質問者、答弁の概要は次のとおり。

(1) コロナ禍における取組みと今後の対応について

①自由民主党 鋪田 博紀 議員（9月10日）

(問) 富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議のこれまでの取組みと成果について問う。

＜学校保健課：教育長答弁＞

(答) 本市では、小児科医を中心に、「富山市立学校新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を令和2年5月に設置し、昨年度は、5回の会議を開催し、保護者向けリーフレットの発行や、学校現場から寄せられた感染症対策や学校生活についての疑問に答える、「質問回答集」を発行してきた。

また、学校行事を開催する際の感染症対策に関する指針を作成し、学校規模に応じた適切な対策をとることや工夫をこらすことにより、卒業式や入学式を全小・中学校において開催し、子どもたちや保護者から感謝の言葉をいただいたところである。

なお、呉羽中学校の卒業式においては、マスクを外しての入退場や卒業証書授与、卒業生全員による別れの歌の合唱を行いたいという卒業生からの強い要望を受け、学校が当時の感染状況を踏まえて安全性を検証し、十分な距離を取った上で実施に踏み切った様子は、NHKの情報番組「あさイチ」でも取り上げられ、全国の教育現場や保護者から、多くの肯定的な反響が寄せられた。

令和3年度は、新たに検討会議の委員に保護者の代表や薬剤師を加え、4月と6月に会議を開催し、プール学習の再開に向けた対策や運動時のマスク着用による熱中症の危険性、校内放送を活用した給食時間の楽しい雰囲気作りなど、感染症対策と子どもたちに日常を取り戻すことについて議論してきた。

本市においては、8月20日からまん延防止等重点措置が適用される中、保護者から変異種（デルタ株）に対する子どもの感染症対策を不安視する声が寄せられたが、変異種に対しても、手洗いやマスクの着用といったこれまでの対策の徹底が重要であるという検討会議の委員の意見を取りまとめた保護者向けリーフレットを8月24日に各学校のホームページに掲載し、保護者の不安解消に努め、予定どおり8月27日から2学期を開始したところである。

市教育委員会としては、新型コロナウイルス感染症については、ウイルスの変異等まだまだ未知の部分も多く、医師らによる医学的知見に基づく検討やアドバイスはなくてはならないものと考えており、引き続き、会議の検討結果を踏まえた感染症対策を徹底することにより、子どもたちの健やかな学びの継続をはじめとした、子どもたちの日常を守るよう努めていきたいと考えている。

(問) コロナ禍で安全・安心な学びの場を確保することの重要性について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 学校教育は、学習の機会と学力を保障する役割のみならず、登下校や休み時間、給食の時間、中学校における部活動など、友達や先生との関わりの中で失敗や成功を繰り返しながら人間的な成長をうながす役割や、安心して過ごせる居場所としての役割をも担っている。

市教育委員会では、「新型コロナウイルス感染症対策検討会議」を昨年度より開催し、各学校がコロナ禍においても、可能な限り通常の学習活動を行うために、「新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン」や質問回答集、保護者向けリーフレットを作成しており、さらには、合唱コンクール、卒業式・入学式、修学旅行や校外学習などの指針を作成して各学校へ発出することで、可能な限り学校行事が実施できるようにしてきた。

ちなみに各学校では、

- ・教室の換気は、常時高窓を開けたり休憩時間ごとに出入口のドア等を開放する
- ・手洗い、消毒を丁寧に行ったり、活動場所では、密集、密接にならないようにする
- ・食事中は、飛沫を飛ばさないために会話は控える
- ・授業中は、原則、マスクを着用するが、熱中症リスク等がある場合には、十分な距離をとったうえで着用を求めない

などの対策に取り組んでいるところである。

文部科学省からも8月20日付で「小学校、中学校及び高等学校等における新学期に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底等について」の通知が出され、地域一斉の臨時休業は、当該地域の社会経済活動全体を停止するような場合に取りべき措置であり、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点を考慮し、慎重に検討する必要があるとされている。

市教育委員会としては、今後も医師や有識者の意見を参考にしながら、できる限りの対策を講じた上で、コロナ禍においても、安全・安心な教育環境を保ちつつ、未来を担う子どもたちの学びが損なわれることなく、今行うべき学校教育を持続させることが重要であると考えている。

②公明党 松尾 茂 議員（9月10日）

(問) コロナ渦における不安やストレスを抱える子どもたちの現状と学校での対応について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 長期間続くコロナ禍において、子どもたちは、マスクの着用や給食時の会話の制限に加え、集団活動及び学校行事の縮小や中止等、通常とは異なる学校生活を過ごしている。

こうした中、学校での人間関係、家庭における生活リズムの乱れ、無気力、将来への不安やストレス等、子どもたちが抱える問題はこれまで以上に多様化・深刻化している。

こうした悩みを抱える子どもたちの中には、教室に入りづらいと感じる子どももおり、場合によっては、保健室や相談室等で過ごすこともある。

各学校では、このような子どもたちに対して、

- ・まずは学級担任が、子どもの話をじっくり聴き、気持ちを受け止める
- ・養護教諭が保健室に来室する子どもに寄り添いながら心身両面からの健康（悩み）相談を行う

- ・専門的な知識をもつスクールカウンセラーが、子どもの心の問題の改善や解決を図るために、カウンセリングを行ったり、必要があればその保護者との面談を行う
 - ・カウンセリング指導員が配置されている中学校では、カウンセリング指導員が相談室で生活相談や学習支援を行う
- など、全教職員が連携し、チームとなって不安やストレスを抱える子どもたちの支援に当たっている。

(問) 本市の小中学校における「SOSの出し方に関する教育」の現状を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 「SOSの出し方に関する教育」とは、子どもが現在起きている危機的状況、または今後起こりうる危機的状況に対応するために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるようにすること、身近にいる大人がそれを受け止め、支援ができるようにすることを目的とした教育である。

市教育委員会としては、新型コロナウイルス感染拡大の影響による不安やストレス等から児童生徒の心身の不調が心配されている中、「SOSの出し方に関する教育」は、ますます重要であると考えており、市内小中学校の全教員に配付している富山市学校教育指導方針において、SOSの出し方に関する指導について取り上げ、

- ・児童生徒に対しては、辛いときや苦しいときには周囲の大人に助けを求めること
- ・教員に対しては、命や生活の危機に直面したとき、誰に（どこに）どうやって助けを求めればよいかを指導すること

としている。

これを受けて、各学校においては、道徳科をはじめ各教科、特別活動等、あらゆる教育活動を通して、自他の命を何よりも尊重するとともに、児童生徒が困ったときには、担任だけでなく、相談しやすい先生に遠慮することなくSOSを出す指導を行っている。相談を受けた先生はそれを温かく受け止め、すみやかにチームとして支援していく中で、子どもたちの不安や悩みの早期発見・早期解消に努めている。

(問) 一人一台の学習用端末を使い、子ども一人一人の日々の体調の変化などを把握する仕組みづくりを求めるが、見解を問う。

＜教育センター：教育長答弁＞

(答) 市教育委員会では、一人一台の端末を健康観察や部活動の連絡等、授業以外でも活用していきたいと考えている。

市内の小・中学校においては、

- ・病気やけがなどで一定期間、学校を欠席している子どもに対して、担任が放課後等に端末のビデオ通話機能を使って、体や心の様子を聞き取ったり、学校での出来事を伝える
 - ・夏休み中に子どもが端末を家庭へ持ち帰り、アンケート機能やビデオ通話機能を使って、担任が子どもの健康状態や学習の進捗状況を確認する
- などの取組みをすでに実施している学校がある。

また、市教育委員会では、担任が入力した子どもの健康状態を、データを共有する機能を使って、養護教諭や管理職等が必要なときに確認できるシステムの作成を、現在進めているところである。

市教育委員会としては、一人一台の端末活用が、子どもの健康状態を適時・適切に把握する上でも、大きな効果が期待できると考えている。今後、本市においてすでに取り組んでいる学校の活用事例を市内の小・中学校に紹介したり、現在作成中のシステムを早期に学校へ導入するなど、子どもたちが安心・安全に学校生活を送ることができるよう努める。

③日本共産党 赤星 ゆかり 議員（9月16日）

（問）分散登校やオンライン授業など、子どもや家庭の状況に合わせて柔軟に組み合わせて対応できないか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市小中学校においては、令和2年4月13日から5月31日までを臨時休業期間とし、その間、児童生徒はそれぞれの学習計画に従い、家庭で学習や運動などに取り組んでいた。

また、各学校においては、学校再開前の2週間程度、感染症対策はもとより生活の変化への心理的、身体的負担等を最小限にするため、学級を二つに分けて半数ずつ登校させたり、偶数学年と奇数学年を交互に登校させるなど、スムーズな学校再開に向けて、分散登校を実施した。

一方、昨年度より、学級及び学年閉鎖、臨時休業の対応として、オンライン授業の一つである、録画された授業動画等を児童生徒が自宅のパソコンで視聴しながら学習を進めるオンデマンド型の授業を行ってきた。

さらに、今年度においては、一人一台端末の配備が完了したことから、児童生徒と教員が同時にコミュニケーションを取りながら進めるライブ型の授業配信について、市教育委員会が作成したガイドラインに則り、配信内容やその方法等について教職員の共通理解を図るとともに、個人情報保護の観点から、配信された動画の録音・録画・加工等をしたり、それらをメールやSNS等を介して共有しないなどのルールを守ることについて保護者に同意書の提出を求めるなどの段階を踏み、現在、準備が整った学校から必要に応じて実施しているところである。

市教育委員会としては、本来あるべき学校教育とは、児童生徒が学校に来て友達や先生と時間や空間を共有し、フェイス・トゥ・フェイスで学習内容を習得するとともに、その過程における対話等を通して、信頼関係を築いたり、自己肯定感を味わうなど、知識・技能の習得だけではなく、幅広く人間教育を行うものであると考えている。

そのため、各学校においては、マスクの着用をはじめ、教室の換気や手指の消毒等の感染防止対策をとり、児童生徒が安全に学べるように環境を整えているところである。

今後とも、陽性者や濃厚接触者等、やむを得ず出席停止となった児童生徒に対しては、これまで同様、学びの保障の観点からも引き続きオンライン授業を実施するとともに、感染が急速に拡大し、児童生徒がこれまでどおり登校することが困難になった場合には、分散登校やオンライン授業を取り入れるなど柔軟に対応していきたいと考えている。

（2）学校教育等について

①公明党 松尾 茂 議員（9月10日）

（問）不登校児童生徒が一定の要件を満たせば「出席扱い」にしている文部科学省の通知について、本市はどのように対応しているのか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 令和元年10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒が一定の要件を満たした上で、自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合、校長は出席扱いとすることができるとしている。

その要件としましては、

- ・保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ・学校からの家庭訪問等による対面指導が適切に行われていることを前提とすること
- ・学習活動は、当該児童生徒の学習の理解を踏まえた計画的な学習プログラムであること
- ・当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること

などが、あげられている。

市教育委員会では、文部科学省の通知について、校園長会や小学校長会、中学校長会の機会を通して周知しており、各学校において、要件が満たされている場合には、出席扱いとしている。

(問) 特別支援学級における課題と専門性のある教員の増員に向けた取組みについて見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 平成19年4月の学校教育法の改正に伴い文部科学省通知「特別支援教育の推進について」において、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援することを基本的な考え方とし、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うことを目指すものとされている。

各学校においては、こうした児童生徒に対する適切な指導及び必要な支援を行うことを喫緊の課題として鋭意取り組んでいるところではあるが、特別支援教育へのニーズや期待の一層の高まりに伴い、

- ・特別な支援を要する児童生徒の増加により、年々特別支援学級の新規開級が増えており、指導する専門性の高い教員の確保や学級増への対応が必要となっていること
- ・害の多様化はもとより、知的障害と自閉症・情緒障害などの他の障害を併せもつなど、障害の重複化にも対応する指導や支援の必要性が高まってきていること
- ・学級編制基準によって、8人で1学級と定められている中で、障害の程度や教育的ニーズが異なる一人一人に応じた、きめ細かな指導や支援が求められていること
- ・同じ障害種別の学級であっても、在籍する児童生徒の学年が様々であることから、学年ごとの行事への参加や交流級での学習等、複数学年にわたる対応が必要であることなどが課題としてあげられる。

こうしたことから、市教育委員会においては、教員のスキルアップを目的とした「特別支援学級等新任担当教員研修会」、「通級指導教室担当者研修会」、「特別支援教育コーディネーター研修会」、「特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する研修会」等を実施しており、特別支援学級が抱えている課題に対する知識・技能の向上と実践的指導力の育成に努めている。

また、より専門性の高い教員を養成するための取り組みとして、毎年、小・中学校の教員が特別支援学校で1年間勤務する人事交流を行っており、特別支援教育の在り方を現場で直接体験した後、小・中学校に戻り、特別支援コーディネーター等として他の教員に周知するなど、本市の特別支援教育の充実及び教員の資質向上に取り組んでいる。

いずれにしても、市教育委員会としても、特別支援教育のさらなる充実に向けては、専門性のある教員を増やすことが何よりも大切であると考えていることから、今後も引き続き、特別支援教育に関する研修を充実するとともに、富山県の免許法認定講習や近隣の認定講習、放送大学等の積極的な活用をうながし、特別支援の免許状取得者がさらに増加するよう、取り組んでいきたいと考えている。

②自由民主党 高田 真理 議員（9月10日）

（問）インクルーシブ教育の意義について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）インクルーシブ教育とは、2006年12月に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」で示され、障害のある者とない者が共に学び、教育を受ける仕組みを整えることにより、共生社会の実現を目指していくものである。

障害のある者とない者が共に学ぶインクルーシブ教育は、障害のある児童生徒にとっては、コミュニケーションの場が増え、社会の一員として豊かに生きる素地を育むものであり、障害のない児童生徒にとっては、障害の特性を理解し、多様性を認めることにつながるものであることから、子ども同士が障害のあるなしにかかわらず、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むことができる教育活動として、その意義は非常に大きいものと考えている。

（問）本市のインクルーシブ教育の現状について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市においては、特別支援学級に在籍する児童生徒及びその保護者の教育的ニーズに応じて、インクルーシブ教育の一つである、特別支援学級の児童生徒が、通常級の児童生徒と共に学ぶ、いわゆる交流学习を行っており、その授業時数については、これまで1週間あたり14時間程度までとしていたが、県の通知を受け、今年度から20時間程度まで増やすことができることとなった。

本市小・中学校における具体的な交流学习の内容としては、

- ・家庭科や音楽科において、教師が器具や楽器を複数用意し、その中から使いやすいものを当該児童生徒が自分で選択して、仲間と協力しながら学習に参加する
- ・体育科において、障害のある児童生徒の運動機能に合わせて、周りの児童生徒が合図を送ったり、手を取り合って、共に活動する
- ・清掃活動において、障害の特性に応じた場所や道具を選び、できる仕事を分担して仲間と一緒に活動する

などがある。

また、通常の学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、当該児童生徒が学習や活動に参加しやすく仲間と関わりながら学べるよう、教育的ニーズに応じた同様の配慮を行っている。

市教育委員会としては、交流学习はもとより、教育活動全般において、インクルーシブ教育の充実に向けて、引き続き各学校への指導・助言に努めていきたいと考えている。

③自由民主党 久保 大憲 議員（9月13日）

（問）小・中学校における農業体験の現状とその効果について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）本市の小学校においては、生活科、理科、総合的な学習の時間等、中学校においては、主に技術・家庭科の授業で、学校敷地内の菜園やプランターで野菜等を栽培するなどの農業体験活動を行っている。

学校敷地外での農業体験については、令和元年度に実施した学校数は、小学校65校のうち41校、中学校26校のうち4校となっている。

その体験内容については、小学校においては、田植えや稲刈り等の稲作体験が21校、さつまいも等の野菜栽培体験が24校、りんごや梨等の果樹栽培体験が4校、中学校においては、野菜栽培体験が2校、果樹栽培体験が2校だった。

このような活動に関しては、地域の方々から農地をお借りしたり、アドバイスをいただくなど、地域との交流を図りながら進めているところである。

こうした活動を通して各学校からは、

- ・農家の方に野菜を美味しく育てるコツを教えてもらい、作ってみたら、苦手だったピーマンが食べられるようになったので、いろんな野菜を自分の家の庭でも育てたい
- ・梨の摘果作業体験を通して、農家の方々の栽培の苦労や熱い思いにふれ、農業への理解が深まるとともに、自分の住む地域の代表的な産業に誇りをもつことができたなどの児童生徒の感想が寄せられ、汗を流しながら自然とふれあう、農業体験だからこそ得られる学習効果があったと聞いている。

（問）小・中学校における農業体験の機会確保について、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

（答）農業体験だからこそ得られる学習効果は高く、その機会を確保することは意義あることと考えております。

しかしながら、現在、

- ・近隣に適切な農地がない
- ・協力してくれる人材の確保が難しい
- ・移動時間が長くなるため授業時数の確保が難しい

などの理由により、実施したくてもできない学校があることも事実である。

市教育委員会としては、これまでも農林水産部や関係機関で実施している事業で、活用可能なものを紹介するなどしており、今後、学校から実施に向けての相談があった場合は、コミュニティ・スクールを活用した地域人材の参画を得るための方法をアドバイスするなど、農業体験の機会の確保について、助言していきたいと考えている。

④気魄 谷口 寿一 議員（9月15日）

（問）医療的ケア児支援法の施行にあたり、今後の小・中学校における医療的ケア児への対応を問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 現在、本市小・中学校においては、本人やその保護者が医療行為を行うことを原則として医療的ケア児を受け入れており、本人やその保護者に対しては、医療的ケアを行うための時間の確保や場所の提供を行うとともに、教職員に対しては、当該児童生徒の病気に対する共通理解の徹底を図るなどしている。

市教育委員会としても、本法律の施行に伴い、医療的ケア児が必要な支援を受けられるよう、国や他都市の動向を注視しながら、医療機関や関係部局と連携した取り組みについて検討していきたいと考えている。

⑤日本維新の会 上野 蛍 議員（9月15日）

(問) 教員の働き方改革の観点から、部活動における教員の負担軽減について、どのような取り組みを行ってきたのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、生徒や教員にとって望ましい部活動環境を構築するという観点から、「富山市立中学校部活動ガイドライン」を策定し、平成30年4月から運用を開始した。

各中学校においては、ガイドラインを基に、各部活動の顧問が生徒のバランスの取れた健全な成長と、教職員のワーク・ライフ・バランスを考慮した上で、

- ・週当たり2日以上以上の休養日を設けることや、土曜日及び日曜日は少なくとも1日以上を休養日とすること
- ・活動日や練習内容及び参加予定の大会等を記入した指導計画を作成すること
- ・1つの部活動に対して複数の教員を顧問として配置することで、休日の指導を分担して行うこと

などの取り組みを行っており、生徒にとっても顧問の教員にとっても、負担の少ない活動を目指している。

さらに県や市の事業としましては、生徒に対する、より専門的な技術指導を目的に、平成14年度よりスポーツエキスパートを、平成30年度より部活動指導員を配置している。

スポーツエキスパートについては、1回の指導時間は2時間程度、年間派遣回数は24回であり、中学校体育連盟に登録することで公式戦においても指導することが可能となっている。また、部活動指導員については、休日を含む週3日、1日当たり2時間から3時間の指導が可能であり、部活動指導員単独での指導や、施設・用具の点検や管理、部活動の指導計画の作成等の業務を担っている。

こうした取り組みにより、生徒に対するより専門的な技術指導が可能となるとともに、部活動における教員の負担軽減が図られているものと考えている。

(問) 教員の働き方改革の観点から、部活動の在り方について、どのように検証してきたのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 部活動は同じスポーツや文化等に興味・関心をもつ生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、その役割については、体力や技術の向上はもとより、生徒同士や生徒と教員等の信頼関係を築いたり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めることなどである。

部活動においてはこうした効果的な役割をもつ一方で、教員にとって部活動指導は、超過勤務の原因のひとつとなっていることに加え、競技経験のない部活動を担当する教員の負担も大きいことから、スポーツエキスパートや部活動指導員を配置することで、教員の負担軽減に努めてきた。

これら部活動指導員やスポーツエキスパートを配置している学校への聞き取りや調査からは、

- ・悩みを抱えた生徒と個別に面談を行い、思いを十分に聞くことができるなど、生徒指導の時間が確保できるようになった
- ・次の日の授業の準備やプリントを作成するなど教材研究の時間が確保できた
- ・専門的な指導によって幅広く生徒のニーズに対応してもらい、体力面や心理面での負担が減った

などの回答が得られ、教員の働き方改革に一定の効果があったものと考えており、こうしたことから令和3年度には83名のスポーツエキスパートの配置に加え、部活動指導員を3名増員し、現在8名の部活動指導員を配置している。

さらに、ガイドラインでは、1日の活動時間は長くとも平日は2時間程度、学校の休業日は3時間程度とすること等を示しており、このガイドラインを遵守することが教員の超過勤務時間減少の一助となっていると考えている。

市教育委員会としては、教員の働き方改革の観点から、今後も学校や部活動指導員等の声を聞くなど更なる検証を重ね、ガイドラインの見直しや外部指導員配置の拡充を図っていきたいと考えている。

(問) 生徒数の減少に伴い、部活動の精選が必要と考えるが、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 市内の多くの学校において生徒数は減少しており、団体競技の部活動においては部員不足から単独で大会に参加できない学校もある。

このような場合において、本市中学校体育連盟では、部員不足の学校同士が、生徒の活動の機会を確保するために、保護者同意のもとに合同でチーム編成を行い、大会へ参加することを認めている。

また、現在、各学校では、教員の働き方改革の観点から、1つの部活動に複数の顧問を配置しており、このことから部活動の開設数に制限がある。

市教育委員会としては、これらを踏まえて各学校が、生徒や保護者はもとより、地域の部活動存続に対する願いや、地域からの協力等を考慮した上で、これまで開設していた一部の部活動を休部あるいは廃部することも検討していかなければならないと考えており、部活動への強い思いをもつ小学校6年生に対しては、学校選択制を活用するなどして、そのニーズに対応しているところである。

(3) 通学に対する支援について

①自由民主党 高原 譲 議員 (9月13日)

(問) 中学校における自転車通学の許可基準について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 小学校と比べ、校区が広がることに伴い、通学距離が長くなる中学校においては、通学距離が一定以上であり、交通ルールやマナーを守ること、降雪時、積雪時、凍結時には乗らないことなど、学校のきまりを遵守することを条件に、自転車通学を希望する生徒及びその保護者に対して、校長が自転車通学を許可している。

令和3年度において、自転車通学を許可している本市の中学校は、26校中25校あり、その許可基準となる自宅から学校までの距離に関しては、学校の立地条件や当該地域の交通事情等により、さまざまである。

(問) バス通学等の支援の考え方及び支援対象となる中学校の数と支援内容について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市では、学校統合などの経緯により、通学距離が延びるなど負担が増えることになった地域の生徒を支援するため、スクールバスの運行や公共交通機関の利用にかかる通学費の助成などを行っており、現在は中学校5校が対象となっている。

支援の内容としては、婦中地域では城山中学校の生徒を、細入地域では楡原中学校の生徒を対象にしたスクールバスを運行している。

また、大沢野（大沢野中）、大山（上滝中）、山田（山田中）の各地域では、通学にコミュニティバスなどを活用しており、それらに係る費用の助成を行っている。

(問) 自転車通学生の冬期における通学の実態について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 各学校においては、降雪や積雪、路面の凍結時は、転倒や衝突の危険が高まることから自転車通学を禁止としている。

そのため、この期間においては、日ごろ自転車に通っている生徒は、徒歩で通学するか、通学距離やその日の天候等により、公共交通機関の利用又は家族の送迎により通学している。

(問) 冬期間における自転車通学生への公共交通機関を利用する場合の補助制度の拡充やスクールバスを導入すべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 冬期における通学に対する支援については、学校統合などにより通学距離が延びるなど、生徒の負担が増えた場合に補助対象とすることを原則としている。

令和4年4月に八尾地域に開校予定の統合中学校においても、冬期における生徒の通学にかかる負担を軽減するため、通学時にコミュニティバスの接続がない保内地区の登校時間帯及び杉原地区の下校時間帯に臨時のスクールバスを運行することとしており、必要な経費について、本定例会に予算案を提出したところであるが、これ以外の補助制度の拡充やスクールバスの導入については、現時点では考えていない。

②日本維新の会 上野 崑 議員（9月15日）

(問) 保内地区や杉原地区を冬季のみのスクールバス運行とした経緯を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市では、学校統合などの経緯により、通学距離が延びるなどの負担が増えることに

なった地域の児童生徒に対し、スクールバスの運行などの支援を行っている。

令和4年4月開校予定の八尾中学校と杉原中学校の統合においても、山間部からコミュニティバスで通学する生徒の負担を軽減するため、八尾駅と統合中学校との間を結ぶスクールバスを新たに運行する予定としている。

保内地区及び杉原地区の生徒については、通常は、通学距離が一定以上の場合、原則自転車での通学となるが、冬期における降雪時、積雪時、凍結時には、全市の中学校で自転車通学を禁止していることから、通学時にコミュニティバスの接続がない保内地区の登校時間帯及び杉原地区の下校時間帯において、冬期に限りスクールバスを運行することとしたものである。

(問) 大長谷地区へのスクールバス運行が必要と考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 今回の八尾地域の学校統合においては、統合によって通学に係る負担が増えることになった地域の生徒を支援するため、スクールバスを運行することとしており、市教育委員会としては、大長谷地区でのスクールバスの運行は考えていない。

(4) 中学校の学校選択制について

①自由民主党 藤田 克樹 議員 (9月15日)

(問) 令和3年度における、小規模校と大規模校それぞれの区域外入学者数を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 令和3年度の市内中学校において、11学級以下の小規模校は15校あり、学校選択制による区域外からの入学者数は、98名となっている。

また、19学級以上の大規模校は2校あり、区域外からの入学者数は、28名となっている。

(問) 学校選択制において「選ばれる学校」となるためには、それぞれの学校で特色ある取り組みが行われるべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：教育長答弁>

(答) 本市においては、子どもの多様な希望、価値観にこたえとともに、特色ある学校づくりや開かれた学校づくりを推進するため、平成20年度の入学生より、中学校の学校選択制を導入している。

令和2年7月、市内全ての中学校1年生を対象に行ったアンケートでは、入学した学校を選択した主な理由として、

- ・地元の学校で通学がしやすいこと
- ・希望する部活動が充実していること
- ・いじめが少なく、生徒同士の雰囲気が良いこと
- ・学校施設や設備が充実していること
- ・地域とのつながりがあること

などが挙げられており、各学校の特色が、学校を選ぶ一つの視点となっている。

市内全ての中学校においては、学習指導要領に基づいた日々の学習指導の充実に努め

ることが何よりも大切であると考えており、その上で、各中学校においては、

- ・小・中一体型や併設型の校舎の特色を生かし、小学生と中学生が、学習や行事を一緒に行う小中連携教育の充実
- ・「プロに学ぶ13歳の発見」「社会に学ぶ14歳の挑戦」「大学生に学ぶ15歳の明日」等のキャリア教育の充実
- ・「信じあう心」を教育の根幹に据え、半世紀以上受け継がれた「無監督テスト」や「購買の無人販売」等の心の教育の充実

等、各学校の実情に合わせて、様々な特色ある取り組みを進めている。

市教育委員会においては、市内すべての小学校6年生及びその保護者へ、各学校の校訓や特色ある活動等を紹介した「富山市立中学校紹介」を配付するとともに、市内全中学校が一斉に授業や部活動などを公開する統一公開日を設定し、児童、保護者には、中学校に直接足を運び、それらを参観することで学校を選択する際の参考としていただいている。

また、各学校の特色ある教育活動に対する市からの支援として、平成20年度より学校裁量で予算が執行できる元気な学校創造事業を立ち上げ、各学校においては、SDGsに関する学習やいじめに関する講演会等、独自の取り組みを実施している。

市教育委員会としては、学校選択制を導入することで、各学校が「選ばれる学校」を目指し、創意と工夫のある学校づくりが推進されるものと考えており、今後もアンケート結果等を参考にしながら、それぞれの学校の特色ある学校づくりを支援していきたいと考えている。

(5) 学校給食について

①自由民主党 久保 大憲 議員（9月13日）

(問) 米価下落防止のための需要喚起について、学校給食における県産米の使用状況と補助制度について問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市の学校給食では県産米を使用した米飯を週4日提供しており、その年間使用量については、令和元年度は、341トン、令和2年度は、337トンとなっている。

令和2年度から、富山米新品種「富富富」の美味しさや魅力を発信することを目的に、「富富富」を県内の小・中学校等の学校給食で提供しており、その費用については、県が米を調達している県学校給食会に対し、通常使用しているコシヒカリの価格との差額を助成している。

さらに、平成2年度から米の消費拡大を進めることを目的に、生産者・農業団体・市町村及び県が協力し、給食の食材として米粉を使用する際に、県学校給食会へ米粉価格と小麦粉価格の差額を助成している。その費用負担については、市及び県がそれぞれ15%、富山県農業協同組合中央会が50%となっている。

②気魄 谷口 寿一 議員（9月15日）

(問) 学校給食調理業務委託について、民間業務委託を導入したことによる、メリット・デメリットについて問う。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市の学校給食における調理業務委託については、平成25年度以降これまでに、小学校18校、中学校3校で導入してきた。

民間委託を導入したことのメリットについては、

- ・従来は、調理員が休んだ時に、学校が代わりの人を確保する必要があったが、その必要がなくなり、負担が軽減された
- ・直営校では、学校の栄養教諭等が、給食室の衛生指導や調理指導に時間を割く必要があったが、導入後は、その業務が民間事業者によって行われるため、子どもたちへの食に関する指導等に十分な時間を持てるようになった

ことなどである。

また、これまで毎年、学識経験者や保護者等で構成する「学校給食の民間委託に関する懇話会」を開催し、具体的な提言や意見を得るとともに、民間事業者が本市の要求する学校給食の水準を満たしているか等について、「給食提供」、「衛生管理」、「業務運営」、「教育活動との連携」という、4つの視点から検証いただき、毎年概ね良好との評価を得ている。

このように、調理業務に民間委託を導入したことで、教員の負担軽減や、食に関する指導の充実が図られ、安全・安心な学校給食が問題なく実施されていることから、デメリットについては、特段見当たらないところである。

(問) 学校給食調理業務委託の導入後トラブルはあったのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 本市の学校給食において、調理業務委託を導入してから、これまでに、受託事業者と学校や市との間にトラブルはなく、調理業務においても、仕様書に基づき適切に実施されており、納入された食材の検収時において、異常が認められた場合などにも、食材の取替え等迅速に対応されている。

(問) 学校給食調理業務委託の契約更新時、業者が変更となったときに問題はなかったのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 当初の契約期間満了に伴い、今年度からは、小学校2校において初めて受託事業者の入れ替わりがあったが、事業者間において、厨房機器類の特徴や使用上の注意点に加えて、調理室の空調や排水設備等に関する取扱いの引継ぎもスムーズに行われ、4月からは、新たな受託事業者によって、円滑に調理業務が実施され、問題なくこれまでどおりの給食が提供されている。

(問) 今後、学校給食調理業務委託をどのように進めていくのか。

＜学校保健課：事務局長答弁＞

(答) 今後の民間委託の導入については、対象となる学校の選定にあたり、学校再編計画の動向にも留意しながら、調理場の整備状況や食数等、さまざまな視点から包括的に検討していきたいと考えている。

また、次回更新時には、受託事業者の募集に関し、引き続き市のホームページを活用して広く周知し、県内外を問わず、実施体制が整っている事業者を選定する。

なお、委託期間については、児童生徒数の増減に伴い、調理従事者の必要配置人数が変動することを考慮し、現在は3年としているが、人材育成や雇用の確保も含め、より安定した業務体制が構築できる期間を設定することなどについて、再検討していく必要があると考えている。

(6) 学校施設の整備・維持管理について

①公明党 松尾 茂 議員（9月10日）

(問) 本市の小中学校のグラウンドは、どのように管理されているのか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 小・中学校の日常のグラウンド管理については、各学校でグラウンドの状況により作業内容は若干異なる部分もあるが、運動会などの屋外行事に合わせ、教職員、児童・生徒、そしてPTAをはじめとする地域の方々のご協力を得ながら、グラウンドの除草、水はけの悪い箇所への土の補充や、側溝に溜まった土砂上げなどを定期的実施してきているところである。

なお、水はけの悪い箇所へ補充する土や、整備に必要な道具については、教育委員会が用意しており、さらに、表土の状態が悪いグラウンドについては、各学校からの修繕要望を踏まえ、教育委員会の担当職員が現場の状況等を確認し、順次、表土の掘り起こしや整形など、必要なグラウンド整備を行うよう努めているところである。

②気魄 谷口 寿一 議員（9月15日）

(問) PFI手法で整備された中央小学校及び芝園小・中学校では、整備事業者により、包括的な維持管理が行われてきたが、メリット・デメリットなど、その効果をどのように捉えているか。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) PFI手法で整備された本市の学校については、平成20年4月に中央小学校と芝園小学校、芝園中学校が開校し、その後、平成22年4月には、新庄北小学校が開校したところである

PFI手法で整備した学校の維持管理については、当初に定めた要求水準に基づき、市の適切なモニタリングのもと、事業者が施設を管理するため、常に良好な状態で施設を保つことができることや、15年の事業期間が設定されていることから、長期的な見通しの下、計画的に管理ができるというメリットがある。

また、建築や機械、電気といった業種毎の事業者が一つのグループとなって、包括的に維持管理を行うことから、各種事務手続の簡素化により、修繕業務等の早期対応が図られ、学校を管理する教職員の負担軽減にも寄与しているものと考えている。

デメリットとしては、中央小学校、芝園小学校、芝園中学校においては、県外に本社を置く大手企業が代表企業として業務を掌握しているため、地域企業が参入しにくい状況であったが、以後に整備された新庄北小学校では、地域企業の参入を要件とするよう、改善を図ったところである。

このことから、PFI手法による包括的な維持管理業務委託においては、一定の効果があつたものと考えている。

(問) 中央小学校及び芝園小・中学校については、15年の事業期間が令和4年度末で期限を迎えるが、維持管理の今後の方向性について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 令和5年度から、中央小学校及び芝園小学校、芝園中学校の維持管理業務を行うにあたり、今後、維持管理業務のみを実施していく上で、現行の業務に修正や改善が必要と考える項目などについて、現在、事業者からヒアリングを実施しているところである。

今後は、事業者からのヒアリング結果や学校側の意見等を踏まえつつ、中央小学校及び芝園小学校、芝園中学校と同規模で、市が直営で管理を行っている学校とのコスト面での比較や、他の学校も含めた包括管理委託の導入の可能性等について、多角的に検討を行い、年度内を目途とし、その方向性について決定したいと考えている。

(問) 現在整備が進められている（仮称）八尾地域統合中学校へPFI手法を取り入れた経緯について問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 本市では、これまでに都心地区の統合校である、芝園小学校、芝園中学校及び中央小学校を、民間企業の創意工夫やノウハウを活用し、公的負担の抑制を図るPFI手法で整備した実績があり、八尾地域統合中学校についても、同様にPFI手法で整備を進めているところである。

八尾地域統合中学校整備へのPFI手法の導入にあたっては、従来手法で整備する場合と比較したVFM（バリュー・フォー・マネー）を算定するなど、その導入可能性を平成28年度から29年度にかけて検討した結果、PFI手法に優位性が認められたので、その導入を決定したものである。

(問) 水橋地区統合校は、従来手法、PFI手法、いずれの手法で整備を行うのか。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 水橋地区統合校の整備については、現在基本計画等を年内に策定する予定であり、そのなかで、VFMの算定など、PFI等の導入可能性を検討することとしているので、現時点においては、従来手法、PFI手法のいずれの手法で整備を行うかは、決まっていない。

なお、検討にあたっては、富山市PPP/PFI手法導入優先的検討規程運用に関する指針に基づき、市の附属機関である、富山市PPP事業手法検討委員会においてのご意見も反映しながら、事業範囲や事業手法の検討を慎重に行っていくこととしている。

(問) 学校施設長寿命化計画策定の経緯と主な内容等について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 本市における学校施設は、築30年以上の建物が5割以上を占め、老朽化した施設の更新需要が集中している一方で、児童生徒数はピーク時と比べ、4割以上減少している。

文部科学省では、計画的・効率的な長寿命化を推進するため、交付金事業の制度拡充を図ったほか、令和3年度以降の交付金事業においては、個別施設計画の策定が前提条件とされたため、国が示す「学校施設の長寿命化計画策定にかかる解説書」に準じて、計画の

策定期限である令和3年3月に「富山市学校施設長寿命化計画」を策定したものである。

計画の趣旨については、建物に支障が出てから機能回復を図るこれまでの「事後保全」型から、点検結果に基づき不具合を未然に防止する「予防保全」型へ転換することで、築後50年を改築の目安としてきたものを、築後80年とすることを目標としたところである。

この計画では、目標使用年数まで使用するため、例えば、築20年経過後に原状回復するための内外装材や設備等の改修・更新を行い、目標使用年数の中間期にあたる築40年経過後に、建物の耐久性を高めるため、構造躯体の経年劣化の回復や耐久性に優れた仕上げ材の使用、水道・ガス管等のライフラインの更新を行う長寿命化改修を実施する。

その後、改築までの期間に再度、原状回復のための改修を計画的に実施していくこととしている。

具体的な施設改修の実施については、学校再編の動向に留意するとともに、予算の平準化や有利な国庫補助の活用、効率的な工法等を総合的に勘案し、検討・決定していくこととしている。

(問) 耐震化工事を優先し、老朽化改修を先送りした学校の今後の改修方針等について問う。

<学校施設課：事務局長答弁>

(答) 平成28年4月の熊本地震の被災状況を受け、大規模改造事業による老朽化対策に合わせ、耐震化工事を行う予定だった学校については、従来の方針を改め、耐震化工事を優先し、老朽化対策を先送りすることとした。

これらの学校については、学校施設長寿命化計画の趣旨からすると、比較的早い段階で長寿命化改修等の措置を講ずる必要があると考えているが、学校再編の動向に留意し、今後の改修方針及び、実施時期や内容等について、検討していきたいと考えている。

(7) 多様な子どもたちの居場所づくりについて

①自由民主党 鋪田 博紀 議員 (9月10日)

(問) 多様な健全育成の在り方について、教育長の見解を問う。

<生涯学習課：教育長答弁>

(答) 本市では、小学校区ごとに学校や市立公民館などを活用し、放課後や学校休業日における子どもの安全・安心な居場所を確保し、地域ぐるみで子どもを育む環境を整備することを目的に、学校、地域、家庭が連携して「子どもかがやき教室」を実施しているところであり、今年度は、44の地域で実施することとしている。

子どもかがやき教室の実施にあたっては、平成30年9月の国の新・放課後子どもプランに基づき、こども家庭部と連携を行い、富山市放課後子ども総合プラン運営委員会を開催し、総合的な放課後対策の推進を図るとともに、地域児童健全育成事業と子どもかがやき教室合同で指導者研修会を実施している。

また、小・中学校では、今年度は市内の13校において、地域の協力のもと学校運営協議会制度、いわゆるコミュニティ・スクールを導入し、学校運営の改善、充実や保護者、地域住民等の理解、協力を得た地域に開かれた学校づくりに取り組んでいるところであり、令和4年4月を目途に、各学校、地域の状況を考慮しながらではあるが、市内

小・中学校にコミュニティ・スクールを広く設置する方向で準備を進めているところである。

これらのほか、本市では、こども家庭部において、児童館が整備されるなど、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、様々な施策が行われているところであるが、子どもたちを見守り育てていくには、健全育成事業を支えていただいている指導者のほか、子どもかがやき教室やコミュニティ・スクールにおいて、学校と地域をつなぐコーディネーターとなりうる自治振興会、PTA、児童クラブなど地域住民の参画が不可欠である。

教育委員会では、自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育むことを目標に、学校、地域、家庭が一体となり、地域ぐるみで子どもたちの健全育成を進めているので、引き続き、社会全体で未来を担う子どもたちの教育に努めていきたいと考えている。

(8) 中心市街地における小学校児童数の推移等について

①自由民主党 金谷 幸則 議員 (9月10日)

(問) コンパクトなまちづくり政策の成果と深化について、中心市街地における小学校児童数の推移と今後の見込みについて問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 富山市中心市街地活性化基本計画に基づく都心地区内または都心地区に隣接する小学校は、芝園小学校、西田地方小学校、中央小学校、柳町小学校の4校である。

学校沿革史等の資料に基づく児童数の推移によりますと、4校の児童数は平成17年度には1,436人であったが、5年後の平成22年度には1,402人、平成17年度と比較し34人の減、10年後の平成27年度には1,518人、平成17年度と比較し82人の増、さらに15年後の令和2年度には1,469人、平成17年度と比較し33人の増と、多少の増減はあるものの、微増となっている。

なお、一般的な人口推計に用いられているコーホート変化率法により、今後の児童数を推計したところ、令和7年度には1,387人、令和12年度には1,395人、令和17年度には1,345人となり、1,400人程度で推移するものと見込んでいる。

(9) 市職員の超過勤務時間について

①立憲民主市民の会 村石 篤 議員 (9月10日)

(問) 学校再編推進課における本年4月から7月の超過勤務時間について、月80時間超の職員が延9人いる要因を分析し、今後の人員増も検討すべきと考えるが見解を問う。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

(答) 学校再編推進課には、現在、担当理事及び兼務の職員も含め12名いるが、令和3年4月から7月の間に月80時間以上の超過勤務を行った職員数は、4月が2名、5月が1名、6月が3名、7月が3名である。

学校再編推進課は、本市の重要課題の1つである市立小・中学校の再編を推進していくため、本年度、新たに設置したものであり、専任の課を設置したことにより業務執行

体制の強化を図ったところである。

4月以降の業務としては、出前講座による地域の方への説明会を、夜間に9回開催するとともに、7月から8月にかけては、広く市民の皆様を対象とした「子どもと学校、地域の未来を育むワークショップ」を休日に計5回開催したほか、水橋地域においても、新たな統合小中学校に関するワークショップを休日に開催するなど、集中的に新たな取り組みを行ってきた。これらの準備等も含めて、業務量が増加したことが、超過勤務時間が月80時間を超えた要因と考えている。

こうした中、特定の職員に負担が偏らないよう、所属内において事務分担の見直しを随時行ってきたほか、企画管理部とも協議し、7月1日付で教育委員会内において職員の配置換えを行い、課員を1名増員し、所属職員の負担軽減を図ったところである。

業務を的確に遂行するためには、職員の心身の健康保持は大変重要であると考えており、このためにも過度な超過勤務とならないよう一層の事務事業や事務分担の見直しのほか、教育委員会事務局内での応援態勢を強化していきたいと考えている。

(10) 富山市天体観察室の今後の設置計画について

①日本共産党 吉田 修 議員（9月13日）

(問) 三熊の市天文台の廃止について、地元や専門家への説明・意見聴取は十分であったのか。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 三熊地内にあった天文台については、昨年12月議会において、廃止の方向性を表明したところであり、それを受け、科学博物館職員が出向き、池多地区自治振興会、及び市が土地の一部を使用している呉羽射水山ろく用土地改良区に、本年3月をもって天文台を廃止する予定であることを事前にご説明した。

廃止後の建物や付属する設備の取扱いについても、当面の間、天文関係の資料等の保管場所として利用する予定であることをお伝えしたところであり、地元から特段のご意見等はなかったものと承知している。

また、天文の専門家などで構成する富山県天文学会の皆様には、科学博物館職員が廃止の方針を連絡したところ、廃止については残念とのご意見もあったが、新しい天体観察室に期待するご意見もいただいたところである。

このように、市としては、地元や専門家の皆様への説明等を尽くしたものと考えており、その上で、本年3月議会において、天文台を廃止する条例案について議決をいただいたところである。

(問) 市天文台の「移転」計画の現状について問う。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 本市では、平成30年度に「富山市天体観察室設置・プラネタリウム更新基本計画」を策定し、その中で、天体観察機能の再構築によって、より多くの市民が利用できる、アクセスの良いまちなかに天体観察室を設置することとしている。

本基本計画においては、設置場所として、城址公園と城南公園の2か所を候補地としており、これまで県や市の関係部局と協議を進めてきたところであるが、現時点では、その設置場所や設置時期については、未定の状況である。

こうした中、本年8月に富山県天文学会から、天文台に代わる新たな天体観察施設を一刻も早く整備してほしいとの要望書を、市長及び教育長宛にいただいているところであり、引き続き多くの市民が利用しやすい施設となるよう、検討を進めていきたいと考えている。

(問) 専門家・愛好家などで構成する「検討委員会」をつくって、計画を練り上げるべきではないか。

＜科学博物館：事務局長答弁＞

(答) 本市では、すでに天体観察室設置の基本計画を策定しており、この中において具体的な整備方針を定めていることから、検討委員会の設置は考えていない。

富山市通学区域審議会への諮問について

[学校再編推進課]

市立小・中学校再編計画の骨格となる学校再編原案について、有識者等から構成する富山市通学区域審議会に対し、意見を聴取するため諮問を予定している。

1 開催日程（予定）について

	日時	会場	備考
第1回	10月15日（金） 19時～21時	Toyama Sakura ビル5階 大会議室とし、会場確保が困難な場合は庁舎 外会場を用意する。	諮問・事務局説明
第2回	10月下旬		審議①
第3回	11月中旬		委員視察（仮）
第4回	11月下旬		審議②
第5回	12月中旬		審議③
第6回	1月中旬		審議④
第7回	1月下旬		審議⑤
第8回	2月上旬		審議⑥

なお、諮問後の審議日程については、富山市通学区域審議会の決定による。

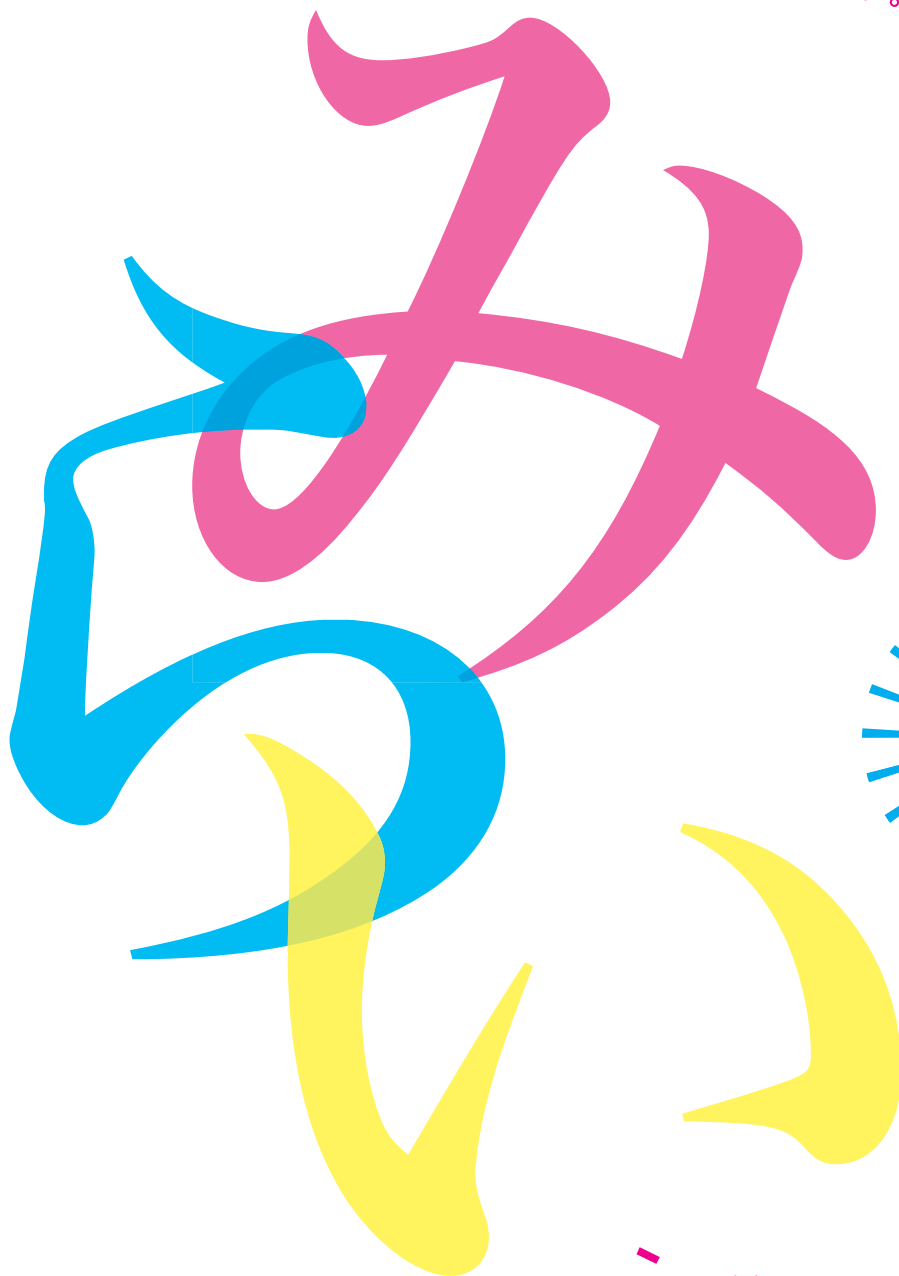
2 諮問について

諮問については、教育委員会の決定を経て、第1回富山市通学区域審議会の開催時に行う。

別 紙
(当日机上配布)

Zoomによる開催

インターネットに接続されている
スマートフォンやタブレット、パソコンで
ご視聴いただくことができます。



**参加
無料**

9月27日(月)までに
お申し込みください

子ども・学校・TOYAMAの 未来創生フォーラム

はじまる TOYAMAらしい教育環境づくり

令和3年

10月3日(日)

10:00 ~ 12:30

主催／富山市教育委員会 運営協力／株式会社価値総合研究所

2050年、私たちTOYAMAの学校はどんなになっているのでしょうか。
子どもたちにとって、どのような教育・学校がよいか、皆さんも一緒に考えませんか。

2050年、私たち TOYAMA の学校はどうなっているのでしょうか。

今を生き、これからを生きる子どもたちの学びやすい教育環境を創るため、富山市は学校再編をスタートします。パネルディスカッションでは、7～8月に市内5カ所で行ったワークショップで市民の皆さんが描いた「2050年の TOYAMA らしい学校のイメージ」をもとに、様々な立場の皆さんが TOYAMA の学校について議論を深めます。子どもたちにとって、どのような教育・学校がよいか、皆さんも一緒に考えませんか。

● 主なプログラム (プログラム構成等は変更することがあります。)

市長挨拶

トークセッション

I 「令和の日本型学校教育」

講演者

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課
教育制度改革室長

白井 俊 氏



II 「子どもたちの教育環境」

講演者

放送大学
特任教授

小川 正人 氏



行政説明

「本市の学校再編に関する取組みについて」

説明者：富山市教育委員会事務局理事（学校再編担当） 舟崎 文彦

パネルディスカッション

「TOYAMA らしい教育環境づくりについて」

コーディネーター

富山大学
顧問 名誉教授

神川 康子 氏



パネラー

小川 正人 氏
白井 俊 氏
北岡 勝 氏（富山市自治振興連絡協議会会長）
青山 和也 氏（富山市 PTA 連絡協議会会長）
宮口 克志（富山市教育委員会教育長）

● 対象

・富山市内に在住、在勤、在学の方・学校再編に興味をおもちの方・まちづくりに興味をおもちの方

● お申し込み方法

下記のいずれかの方法で、令和3年9月27日(月)までにお申し込みください。事前にお申し込みいただいた方に、視聴用 URL (Zoom ウェビナー) をお送りします。 ※収録会場での観覧は受け付けておりません。

申込み専用
フォーム

QR



左の QR コードから
アクセスし、
必要事項を入力して
ください。

メール



氏名、住所、電話番号を記載したメールを送信してください。
saihen-events@city.toyama.lg.jp

電話

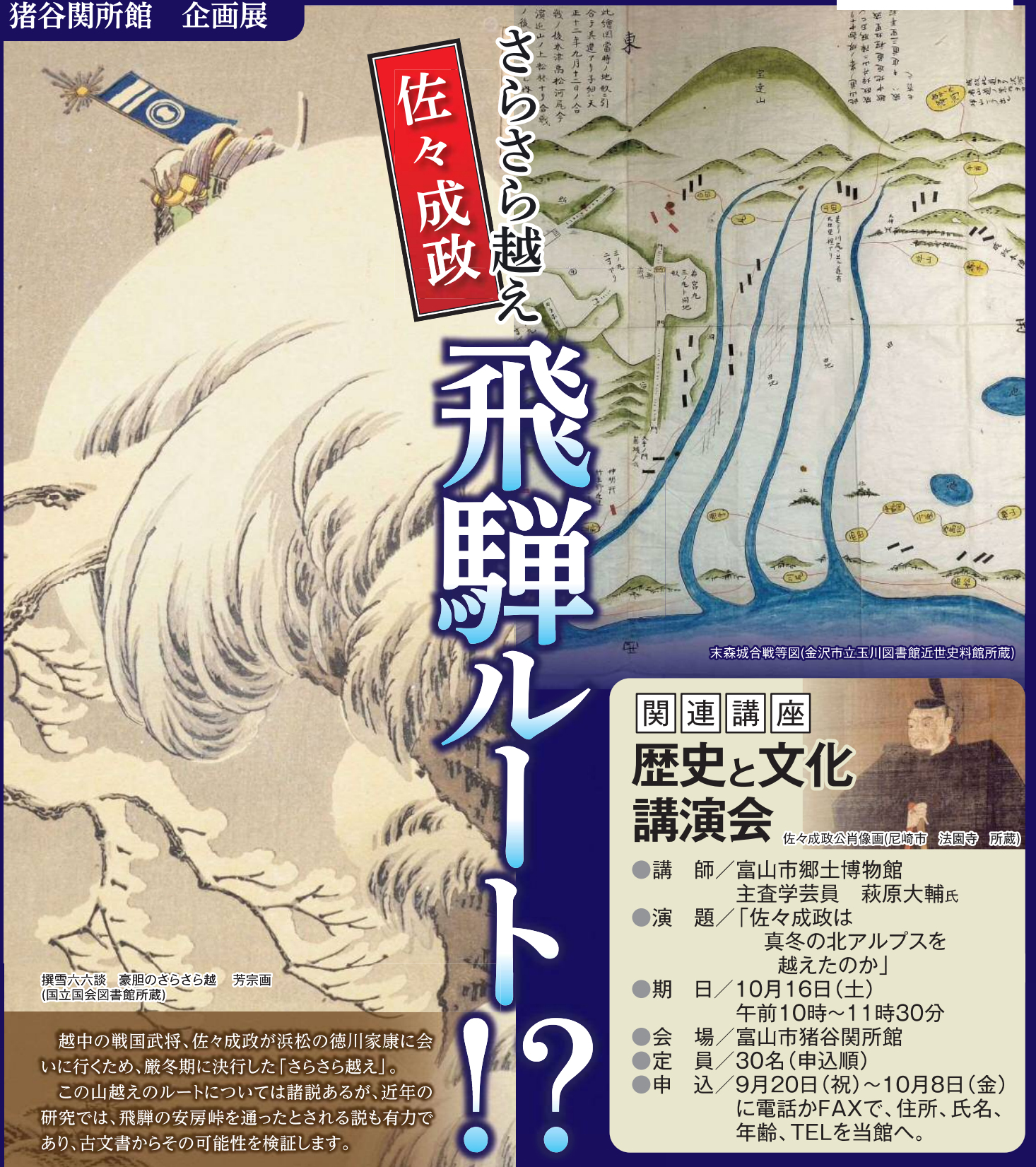


富山市教育委員会事務局学校再編推進課
076-443-2241
(受付は平日 8:30～17:15)



学校再編
推進課 HP

猪谷関所館 企画展



末森城合戦等図(金沢市立玉川図書館近世史料館所蔵)

撰雪六六談 豪胆のざらざら越 芳宗画 (国立国会図書館所蔵)

越中の戦国武将、佐々成政が浜松の徳川家康に会いに行くため、厳冬期に決行した「さらさら越え」。

この山越えのルートについては諸説あるが、近年の研究では、飛騨の安房峠を通ったとされる説も有力であり、古文書からその可能性を検証します。

関連講座

歴史と文化
講演会

佐々成政公肖像画(尼崎市 法園寺 所蔵)

- 講師 / 富山市郷土博物館
主査学芸員 萩原大輔氏
- 演題 / 「佐々成政は
真冬の北アルプスを
越えたのか」
- 期 日 / 10月16日(土)
午前10時~11時30分
- 会 場 / 富山市猪谷関所館
- 定 員 / 30名(申込順)
- 申 込 / 9月20日(祝)~10月8日(金)
に電話かFAXで、住所、氏名、
年齢、TELを当館へ。

開催
期間

令和3年 10月16日(土) ~ 令和4年 1月23日(日)

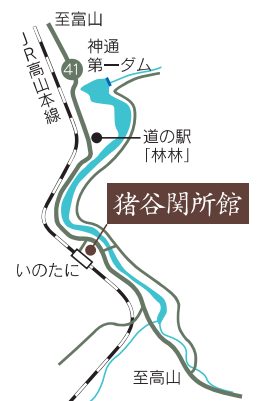
- 開館時間 / 午前9時~午後5時(入館は午後4時30分まで)
- 休 館 日 / 月曜日、祝日の翌日、12月28日(火)~1月4日(火)
- 入 館 料 / 150円、高校生以下無料
- 後 援 / 北日本新聞社

主催

富山市猪谷関所館

富山県富山市猪谷978-4 TEL 076(484)1007 FAX 076(484)1845

AMAZING TOYAMA



特別展
佐々成政の手紙
——古文書から浮かび上がる戦国時代



令和3年

10月30日 [土] ▼ 12月12日 [日]

会期中無休

開館時間 午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
観覧料 大人400円(320円)、高校生以下は無料
※()内は、20名以上の団体料金
主催 富山市・富山市教育委員会

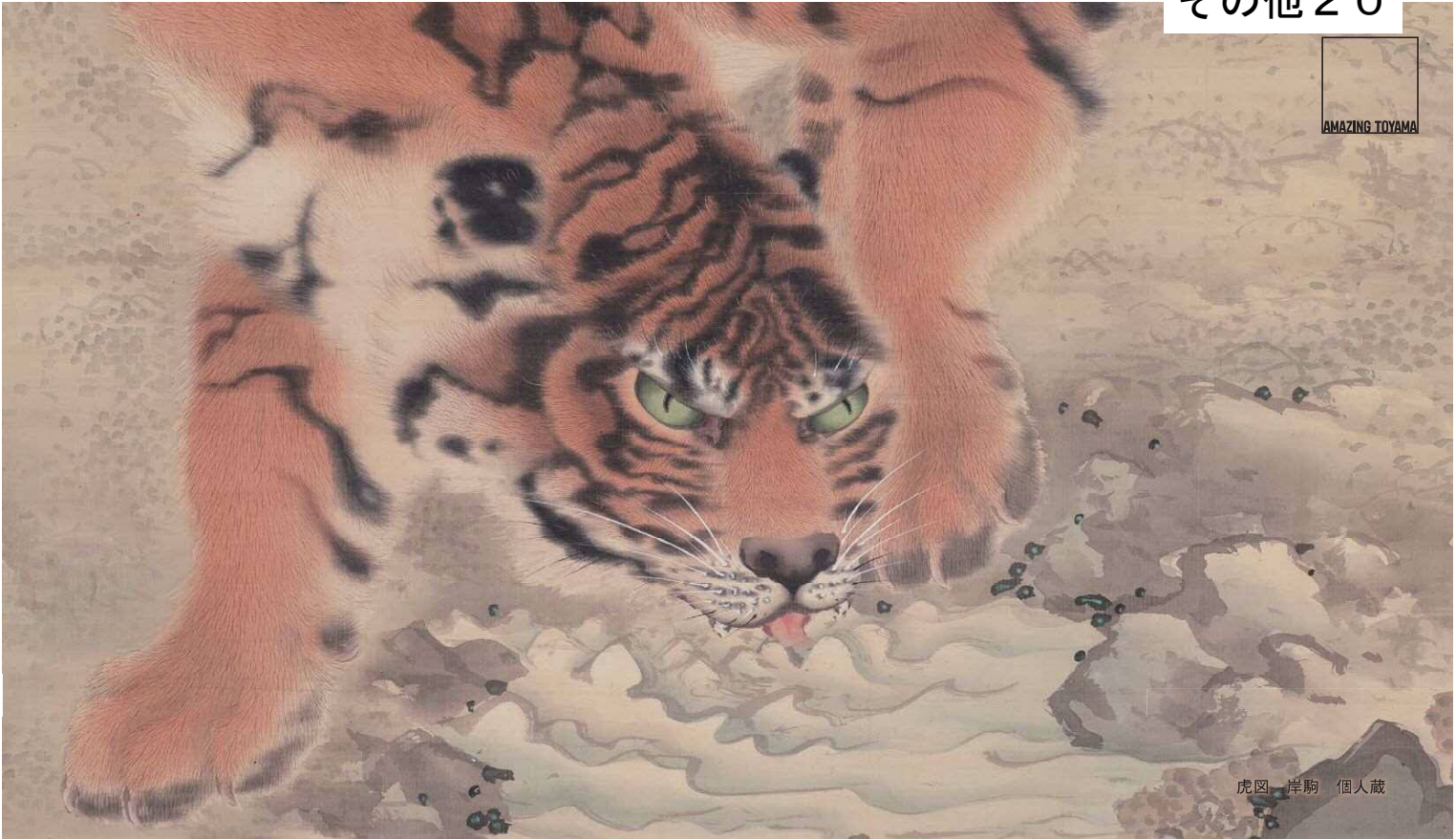
写真は、佐々成政家傳珠・富山藩社創立碑より



富山市郷土博物館
令和3年度企画展予定

展示計画の変更

旧		新	
期間	展覧会名	期間	展覧会名
4/18 まで	企画展 新収蔵品展 —家々に伝来した品々	4/18 まで	企画展 新収蔵品展 —家々に伝来した品々
4/24 ～ 7/11	企画展 明治の売薬版画版元を探る	4/24 ～ 7/11	企画展 明治の売薬版画版元を探る
7/17 ～ 9/26	企画展 梅ヶ谷と太刀山 —富山が生んだ二大横綱と郷土の力士たち—	7/17 ～ 10/24	企画展 梅ヶ谷と太刀山 —富山が生んだ二大横綱と郷土の力士たち—
10/2 ～ 11/14	特別展(仮称) 室町幕府を支えた スーパー官僚 蜷川氏	10/30 ～ 12/12	特別展 佐々成政の手紙 —古文書から浮かび上がる戦国時代
11/20 ～ 2/6	企画展(仮称) 画と文にみる江戸時代の越中富山	12/18 ～ 2/13	企画展(仮称) 館蔵武具展
2/11 ～ 4/17	企画展(仮称) 館蔵武具展	2/19 ～ 4/17	企画展(仮称) 画と文にみる江戸時代の越中富山



虎図 岸駒 個人蔵

特別展

岸駒と岸派の絵画

—— 岸駒の後援者 木津家伝来の文物を中心に

2021

10.2(土) - 11.7(日)

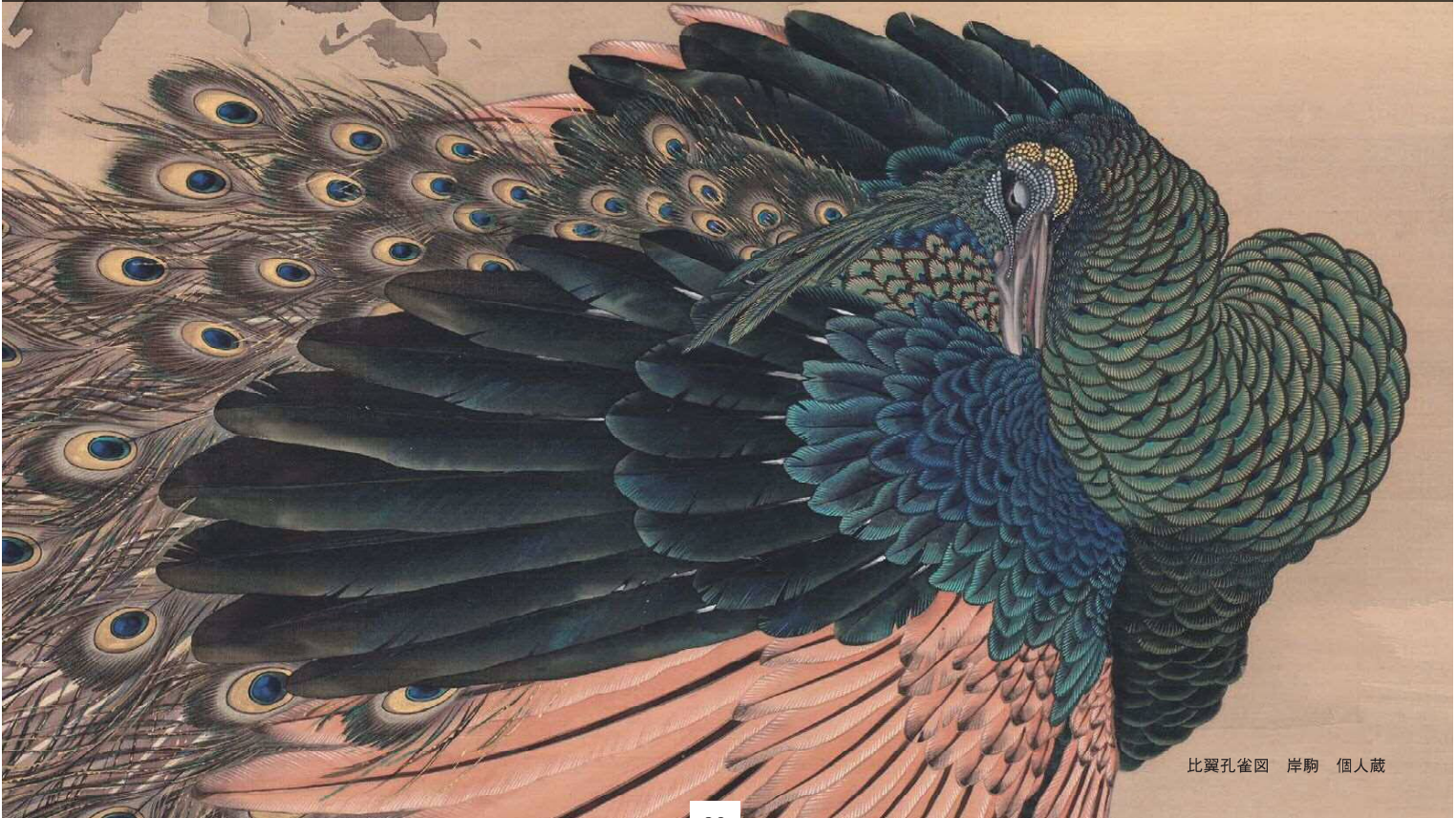
会期中無休 会期中一部展示替えを予定しております
 開館時間 9:00~17:00 (入館は16:30まで)
 観覧料 大人400円(320円) 高校生以下無料

※()内は20名以上の団体料金

主 催 富山市、富山市教育委員会(富山市佐藤記念美術館)

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33 (富山城址公園内)
TEL 076-432-9031 FAX 076-432-9080



比翼孔雀図 岸駒 個人蔵

特別展

岸駒と岸派の絵画

—— 岸駒の後援者 木津家伝来の文物を中心に

岸駒は、円山応挙や呉春など多くの画家に伍して、江戸時代後期の京都画壇で大活躍し、「岸派」を興した富山ゆかりの画人です。中国画に範を求め、精緻な描写を旨とした作品から出発したようですが、やがて諸派を折衷した個性的な画風を確立、禁裏の御用もつとめるなど、京の有力画人となり、長寿を保ち、晩年まで積極的に作画しました。

その後援者の一人に、越前粟田部(福井県越前市)の木津成助(1783～1853)がいます。木津家は、酒造を中心に、生糸・油・金物などを扱った地元の素封家でしたが、木津家10代の成助は、書画を好み、岸駒を師として絵を学びました。京都の清水寺には、岸駒と成助合作の石燈籠が現存しており、二人の浅からぬ師弟関係を物語っています。また、木津家には、岸駒の手に成る虎や孔雀など大幅の絵画をはじめとして、岸駒所用という文房具や岸派の印譜なども所蔵され、さらには「岸駒は木津家に逗留し、成助とともに酒を楽しんだ」という伝承もあるなど、成助は岸駒に深く肩入れをしていたようです。

本展では、岸駒の絵画やゆかりの文房具、成助の書画など木津家に伝来する岸派ゆかりの文物を一堂に紹介し、あわせて館蔵の岸派絵画の優品を展示します。後援者であった木津家伝来の作品を通じて、岸駒が描く絵の魅力にふれていただければ幸いです。



芙蓉峰之図 岸駒 呉春 東東洋 皆川淇園 村瀬栲亭



無絃陰士図 岸駒



三福神相撲図 岸駒



扁額 南嘉楼 木津成助

会期 2021. 10. 2(土) - 11. 7(日) 会期中一部展示替を予定しております
開館時間 9:00~17:00(入館は16:30まで) 会期中無休
観覧料 大人400円(320円) 高校生以下無料 ※()内は20名以上の団体料金

公開講座

※事前申込要、聴講無料

日時:10月30日④ 午後2時より

演題:越前粟田部の木津家と岸駒 講師:当館学芸員

会場:当館講堂 定員:20名(定員を越えた場合は抽選となります)

※事前申込が必要です。詳しくはホームページか、電話でご確認下さい。
新型コロナウイルス感染症の状況により開催が変更・中止となる場合があります。



銅六角筆洗 彫金 大月光興



岸駒 岸岱 岸良 成助 四家印譜(部分)



虎之図 木津成助



自画像 画賛 木津成助

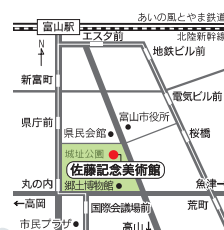


硯 銘 麟蹄 岸駒銘



富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080
<http://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>



交通のご案内

- ・富山駅から徒歩15分
- ・地鉄バス「城址公園前」下車徒歩2分
- ・市内電車「国際会議場前」下車徒歩3分
- ・富山空港より連絡バスで20分
- ・北陸自動車道 富山I.C.より車で15分

◎当館に駐車場はございません。
最寄の駐車場(有料)は城址公園地下駐車場です。

・入館の際には、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いします。 ・十分な間隔を保ってご観覧いただくため、入館制限を行う場合があります。 ・感染の拡大状況によっては、会期を変更または休館することがあります。